

越監告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

令和8年1月13日

越前市監査委員 田中英夫

同 田中希世子

同 吉田啓三

記

1 実施基準 越前市監査基準に基づき実施

2 監査の種類 財政援助団体等監査

3 監査の対象 ①監査執行団体・執行期間
越前市いきいきシニアクラブ連合会
(補助金等)
令和7年11月25日～11月26日
②監査対象
令和5年度及び6年度中に財政的援助を与えた事務事業

4 監査の着眼点

本市が交付した補助金等に係る出納その他の事務及び事業に関する所管課の事務が、関係法令等にのっとり適正かつ効率的に行われているかという観点から監査を実施した。

なお、今年度は、①協定書や関係法令等の遵守 ②内部管理体制（出納関係処理の整備・保管状況、チェック体制等）③所管課による管理監督や履行確認、審査等の実施④備品等の管理⑤自主事業（指定管理）及び自主事業に関する手続きを監査の重点項目とした。

5 監査の実施内容

監査対象の団体に対し関係書類の提出を求め、監査資料に基づく着眼点に従って関係書類を審査するとともに、関係職員からの事情聴取及び実査により監査を実施した。

6 監査の結果

今回監査を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。なお、監査執行の際見受けられた留意すべき軽微な事務処理上の事項については、口頭にて指導し、措置状況の報告を求めた。